

議案第 30 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度狭山市一般会計補正予算（第 14 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年度狭山市一般会計補正予算（第14号）

補正予算別冊のとおり

令和4年3月31日

狭山市長 小谷野 剛

令和3年度狭山市一般会計補正予算（第14号）

令和3年度狭山市一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,302千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,661,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 財産収入		千円 742,702	千円 2,217	千円 744,919
	1 財産運用収入	14,304	2,217	16,521
19 寄附金		80,000	40,085	120,085
	1 寄附金	80,000	40,085	120,085
歳入合計		55,619,256	42,302	55,661,558

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 8,654,846	千円 38,027	千円 8,692,873
	1 総務管理費	7,553,602	38,027	7,591,629
8 土木費		4,318,684	4,275	4,322,959
	3 都市計画費	3,091,246	4,275	3,095,521
歳 出 合 計		55,619,256	42,302	55,661,558

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	千円 597,332
	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	100,000
		入曽地区子育て支援拠点施設等整備事業	4,500

変 更

款	項	事業名	補正前の金額	補正後の金額
8 土木費	3 都市計画費	笹井柏原線整備事業	千円 82,312	千円 123,674